

事業主 各位

東京都農林漁業団体健康保険組合
理事長 野崎 啓太郎
(公 印 省 略)

届出等様式並びに記載事項の変更について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素、健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標題の件につきまして、令和5年11月30日保発1130第1号にて「健康保険法施行規則の一部を改正する省令」が公布されましたので、通知いたします。

改正の内容は下記の通りです。

記

- 対象となる届出等：①健康保険被保険者資格取得届
②被扶養者異動届
③任意継続被保険者資格取得申出書
④健康保険被保険者被扶養者住所変更届

施 行 期 日：令和5年12月8日

変 更 内 容：住民票登録住所の記載が必須

※以前は、上記①～④の届出等様式には住所欄へ居所等を記載いただいておりますが、
以後の届出等には住民票登録住所を記載してください。

◎これに伴い、当健保組合で作成している上記①～④の届出等様式が変更となります。

施行日以降、該当様式をご提出いただく際は、当健保組合ホームページより新様式を取得
いただきご利用ください。

<注意事項>

※現在、各種文書等を当健保組合登録住所（居所）への直送を希望いただく事がございますが、居所と住民票登録住所が違う場合、居所への発送はいたしません。

※すでに記載済みの届出等様式は、住民票登録住所記載となっていることを確認の上、ご提出ください。

※被保険者並びに被扶養者へ周知いただき、住民票登録住所と相違している場合は、「住所変更届」をご提出ください。